

「市有地を活用した地産地消の再エネ発電事業」

パートナー事業者公募に対する質問への回答【E 社】

NO	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1	雨水の排水について	東に位置する川へ雨水を排水させることは可能でしょうか。	原則として、排水については発電所敷地内で処理してください。ただし、やむをえず河川へ排水が必要である場合、市維持課河川係との協議をお願いします。なお、協議に際しては上流域を含めた雨水排水計画の提出をお願いいたします。
2	事業期間について	「事業期間は 17 年以上は継続」とございますが、25 年ないし 30 年を事業期間とすることは可能でしょうか。	事業期間の上限は定めていないため、提案可能です。
3	冬季除雪の範囲について	本事業地と接道している道路ですが、冬季除雪は例年、どこまで実施しておりますでしょうか。	錦小沼公園通（路線番号 41）の範囲において除雪を実施しております。詳細は苫小牧市道路台帳簡易閲覧サイトをご確認ください。（ https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kaihatukanri/daichou/index.html ）
4	SPC(特別目的会社)の設立について	SPC を設立し、事業運営を想定しておりますが、公募参加の名義と異なることとなる点問題ございませんでしょうか。	SPC として提案を行うことは可能ですが、参加意向表明時に想定される出資者全てが募集要項 P17 に記載の提出書類④～⑨を提出することとし、出資者の実績を評価します。 なお、参加意向表明書提出後に変更があった場合は、市が認めたうえで、受付期間終了後においても必要書類を再提出することができます。

5	取付道路の新設について	当該用地へ車両による侵入を想定しており、既存道路(市道)と接続する取付道路を新設することは可能でしょうか。	新設にあたっては市維持課許認可係と協議のうえ、申請いただくことになります。 (https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/toshikensetsu/dorokaishu/kyoninka.html)
6	現地調査について	6月以降より具体的な設計及び施工の詳細検討の際に、事業者及び工事会社において現地調査を実施したい場合は周辺歩道からの現地視察は実施してよいでしょうか。	参加意向書提出後の事業検討期間における現地調査につきましては、適宜対応いたしますのでお申し出ください。
7	貸付できない範囲の取り扱いについて	貸付できない範囲について、すでにフェンスで覆われている箇所とそうでない箇所があるが、事業者でフェンス等で覆う必要があるか。また、ケーブルの埋設も実施不可でしょうか。	貸付できない範囲へのフェンスの設置については、必ずしも求めるものではありませんが、市と事業者との協議により判断することとします。 また、ケーブル等の横断については、道路占有許可が下りた場合に可能となりますが、具体的な設置方法に対して市、東日本高速道路㈱及び事業者との協議により判断することとします。
8	土地の調査について	土地の地盤調査の実施については、基本協定の締結後になりますでしょうか。	提案書提出までの期間において事業者負担で調査を実施することは可能ですので、希望があればご相談ください。